

公立保育園申込にあたって

保育所（保育園）は、保護者の方が就労や病気などの理由により、家庭で子どもさんを保育することができない場合に、保護者に代わって保育を行う施設です。

ただし、4月1日時点で満3歳以上かつ保護者の就労等『保育の必要事由』がない子どもは、1号認定で入園することができます。

令和7年4月からお子さんの入園を希望される方の申込受付を次のとおり行いますので、以下の記載事項をよくご理解いただいたうえでお申込みください。

☆保育の必要事由

- ①就労(就労時間の下限 月56時間以上とします。) ②妊娠・出産 ③疾病・障害
- ④介護等 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれ
- ⑨育児休業取得中で保育利用中の子ども
※新規申込はできません。育児休業を切り上げる場合は、「就労」でお申込みください。
- ⑩その他市が①から⑨の事由に類すると認めるもの

☆ 注意事項

- ◎ **提出書類は裏面『提出書類一覧』のとおりです。**
- ◎ **申込受付時にお子さんを連れてきてください。**受付当日に都合の悪い方は事前に子育て支援課又は入園希望園にご相談ください。
- ◎ **心身に障害のあるお子さんの入園を希望する場合は、**受入体制などを考慮しますのでご相談ください。事前にご相談いただけなかった場合、希望される入園日から入園できない場合もありますので、事前にお問い合わせください。
- ◎ **満10か月以上1歳6か月未満のお子さんは、**第一・福江・伊良湖岬・稲場保育園で受け入れます。漆田保育園(民間)については、概ね6か月のお子さんから受け入れをしておりますが、必ず漆田保育園まで事前相談をお願いします。
- ◎ **保護者の就労などを理由に16時30分以降の保育を希望する場合は、**第一・福江・伊良湖岬・稲場保育園、漆田保育園（民間）で午後7時まで、中部・神戸保育園で午後6時30分まで保育を行います。
- ◎ **希望する保育園は、第3希望まで記入願います。**（申し込みの状況により、第1・第2希望の保育園に入園できない場合があるため。）
- ※ 定員超過で利用調整が行われる場合は、12月～1月頃調整を行います。
- ※ 受付後に就労状況等の調査を行い、入園が適当であると認めた方に対して、認定通知書と入所承諾書を郵送します。令和7年4月の入園日の方は、令和7年2月中旬頃結果を郵送いたしますので、ご承知おきください。
- ※ 入園希望日を令和7年5月以降として申込書を提出される場合は、申込書の内容等に変更がないかを再確認をさせていただきます。入園希望日の1～2ヶ月前に利用調整し、連絡させていただく予定です。
- ◎ **休日保育、土曜日集合保育及び病後児保育の利用を希望される方は、**入園説明会（令和7年3月初旬に入園決定園で行います）の時にお申し出ください。
- ◎ **入園申し込み後に就労状況等が変更となった場合には、必ず子育て支援課までお知らせください。**

入園に関するお問合わせ先：子育て支援課こども保育係
TEL 0531-23-3513（直通）

提出書類一覧

☆提出する際の、本人確認書類

書類名	説明
健康保険証	保護者（父・母）の健康保険証を持参してください。 他にも本人確認書類等（運転免許証等）がありますが、就労状況の確認も併せています。

☆全員提出していただく書類

書類名	説明
保育所入所申込書	記載例を参考に記入してください。提出前に、記入漏れがないか確認をしてください。 必ず第3希望の保育所名まで記入してください。
児童状況書兼健康状況申告書	お子さんの心身の状況等について、記載またはあてはまる項目の口にレを記入してください。
教育・保育給付認定（現況）申請書	子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の必要性の確認をするために必要な大切な書類です。記載例を参考に記入漏れがないように、記入してください。 必ず第3希望まで記入してください。 ※記入内容は、保育所入所申込書と同じ内容のことを書くことになる部分もありますが、制度上必要な事項です。ご協力をお願いします。
保育の必要性の認定に必要な添付書類	保育を必要とする事由を証明する書類が添付書類として必要です。 別添一覧表を参照してください。

☆新たに開業・起業される場合に提出していただく書類

1	就労証明書	個人事業主の場合は自分で記載して証明してください。
2	開業届の写し	開業届とは、個人事業を開業したことを税務署に申告するための書類です。 税務署の受付印があり、屋号と仕事の内容を明記したものを用意してください。
3	所得税の申告関係書類の写し	直近の確定申告書控え、源泉徴収票の写し、青色決算書・白色収支内訳書の控え、帳簿の写しなどです。
4	仕事の依頼、仕事内容、報酬額、クライアントとの仕事のやり取りが確認できる書類や資料など ※右欄は例	1. クライアント発行の報酬支払通知書 2. 仕事用のHP(屋号・住所・連絡先・営業時間・仕事の実績などを掲載したページをプリントアウトしたもの) 3. 仕事の成果物(例えばライターの場合は掲載された記事、WEBデザイナーの場合は該当HPなどをプリントアウトしたもの) 4. クライアントとの請負契約書、請求書 5. クライアントと仕事のやり取りをしているメールなどの写し
4	その他状況に応じ市が指定する書類	申し立て書等 ※開業届をまだ税務署へ提出されていない方

令和7年度入園 申込受付日程表

保育園	入園受付日	集合時間	乳児保育	開所時間	
野田保育園	10/2(水)		9:30	7:30~16:30	
神戸保育園	10/2(水)		11:00	7:30~18:30	
六連保育園	10/3(木)		9:30	7:30~16:30	
大草保育園	10/3(木)		10:45	7:30~16:30	
東部保育園	10/3(木)		13:15	7:30~16:30	
第一保育園	10/4(金)	3歳以上	9:30	あり	7:30~19:00
		3歳未満	10:15		
稲場保育園	10/7(月)	3歳以上	9:30	あり	7:30~19:00
		3歳未満	10:15		

保育園	入園受付日	集合時間	乳児保育	開所時間	
中部保育園	10/8(火)		9:45	7:30~18:30	
泉保育園	10/9(水)		9:30	7:30~16:30	
清田保育園	10/9(水)		11:00	7:30~16:30	
小中山保育園	10/10(木)		9:45	7:30~16:30	
中山保育園	10/10(木)		11:00	7:30~16:30	
福江保育園	10/10(木)	3歳以上	13:15	あり	7:30~19:00
		3歳未満	14:00		
伊良湖岬保育園	10/11(金)	3歳以上	9:45	あり	7:30~19:00
		3歳未満	10:30		

※3歳以上児と3歳未満児の集合時間が分かれている保育園で、3歳以上児と3歳未満児を同時に申し込まれる方は、

3歳以上児の受付時間に越してください。（出生届が提出されているお子さんに限ります。）

※当日は、親子遊びなどを通してお子さんの状況を拝見しますので、入園を希望するお子さんを連れて来てください。受付は、1時間程度で終了します。

※当日に都合の悪い方は、第2・第3希望の園で提出してください。第2・第3希望の園の受付日も都合が悪い場合は、必ず電話予約の上、子育て支援課へお越しください。

（予約先：子育て支援課 TEL 0531-23-3513）

民間の保育園・認定こども園へ入園を希望される場合は、直接各園にお問合せください。公立とは提出書類も異なります。



問合せ先等はコチラ▶